映画「七人の侍」の脚本につき、原告らが映画化権を有することを確認する。 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実

第一 当事者の求めた裁判

ー 請求の趣旨

主文第一項同旨

ニ 請求の趣旨に対する答弁

(一) 原告らの請求は、いずれも棄却する。

(二) 訴訟費用は、原告らの負担とする。

第二 請求の原因

一 原告らは、共同して、映画「七人の侍」(以下「本件映画」という。)の脚本 (以下「本件脚本」という。)を昭和二八年二月二五日著作し、本件脚本につき共 有著作権を取得した。

二 しかるに、被告は、原告らが本件脚本について映画化権を有することを争つている。

三 よつて、原告らは、被告に対して、右映画化権を有することの確認を求める。 第三 請求の原因に対する認否

另二 晴水の原因に対する��日 請求の原因一及び二の事実は、いずれも認める。

第四 抗弁

一 被告は、原告Aとの間に、昭和二七年一一月一日、(1)原告Aは、被告の製作配給する映画の脚本を、他社より優先して執筆すること、(2)原告Aが被告の製作配給する映画のために執筆した脚本の映画化権は、被告に帰属(当然移転)すること、(3)脚本料は、共同執筆や特殊な作品の場合については別途協議決定するが、原則として一作品あたり金三〇万円とすることという内容を含む、いわゆる優先脚本家契約を締結した。

優先脚本家契約を締結した。 被告は、昭和二七年暮ころ、右契約に基づき、原告Aに対して、原告B及び同C と共同して本件映画の脚本を執筆完成するよう指示した

と共同して本件映画の脚本を執筆完成するよう指示した。 二 被告は、原告B及び原告Cとの間に、昭和二七年暮ころ、口頭で、(1)原告B及び原告Cは、原告Aと共同して本件映画の脚本を執筆完成すること、(2)右脚本の映画化権は、被告に帰属(当然移転)すること、(3)原告Bの脚本料は金五〇万円、原告Cの脚本料は金二〇万円とすることという内容を骨子とする、いわゆる一作品脚本家契約を締結した。

三 原告らは、右各契約に基づいて、昭和二八年末ころ、本件脚本を執筆完成し、 これを被告に引渡し、被告は、脚本料として、そのころ、原告Aに金三〇万円、原 告Bに金五〇万円、原告Cに金二〇万円をそれぞれ支払つた。

四 かくして、被告は、本件脚本につき映画化権を取得した。

ところで、右各契約においていわゆる映画化権とは、著作権者の許諾に基づく単なる債権的な利用権ではなくして著作権の一支分権である物権的な権利を意味する。

主張のような取引慣行は成立していない。

五 原告らは、また、物権的映画化権の譲渡は、法律上一般に許されていない著作 者人格権の譲渡を認める結果になる旨主張する。しかし、原告らは、著作財産権の 一支分権たる映画化権と著作者人格権との関係について、混乱を来たしている。被 告は、著作財産権の一部である映画化権の取得を主張しているのであつて、著作者 人格権の譲渡を受けたとは主張していない。

ところで、一回限りの映画化の利用許諾の場合であつても、原著作物の同一性の範囲を超える改変を加えようとするときには、原著作者の同意を要するのであつて、このことは、物権的映画化権の譲渡の場合も全く同様である。著作権が同一性保持 権を有するからといつて、一回限りの映画化の利用許諾はありうるが、物権的映画化権の譲渡はありえないとすることはできない。

六原告らは、さらに、被告が本件脚本につき物権的映画化権を取得したものであ るならば、被告がアルシオナ・プロダクション・インコーポレーテツド(以下単に 「アルシオナ」という。)に対し本件脚本の映画化権を譲渡する契約を締結したこ とにつき、原告らの承諾を求めるはずがないと主張する。しかしながら、被告が原告らの承諾を求めたのは、原告らが本件脚本について著作者人格権(とくに同一性 保持権)を有するところから、背景、登場人物の名前、性格付けなどにおいて、 件脚本の内容に変更を加えることにつき許諾を求めたものである。また、被告がア ルシオナから受領した金員(金七五〇〇ドル)を全額原告らに交付したのは、右許 諾に対する対価として支払つたものである。 第五 抗弁に対する認否

一 被告主張の抗弁事実は、すべて否認する。 原告らは、被告に対して、昭和二八年二月末日ころ、本件脚本につき、一回限り 映画化することを許諾したに過ぎない。しかして、被告は、昭和三〇年ころ、右利 用許諾に基づき、本件映画を製作したのであるから、その後は本件脚本につき何ら の権利も有しないものである。

原告らが、被告との間の契約において、本件脚本につき、もし、いわゆる映画 在し、原告らと被告との間の契約も、かかる商慣習にしたがつて解釈されるべきだ からである。すなわち、東宝、東映、大映等の映画会社と日本シナリオ作家協会との間において、昭和二二、三年ころ、「米国においては、映画会社が脚本家から脚 の間において、昭和二一、二年こう、「木国においては、映画会社が脚本家から脚本著作権をその映画化権とともに譲り受け、数次の映画化を行う慣習があるが、わが国では、映画会社の資本力をもつてしては、脚本家に対し満足すべき対価を支払うことができないから、映画会社が映画化できるのは最初の一本だけとし、二本目からは別に契約することとし、また映画化が遅れた場合は、脚本家が当該脚本を他に利用させる機会を失うことになるので、許諾後一年半経過すれば、映画化する権利が消滅する。 利が消滅する。」という協議が成立し、その後それが慣習として行なわれてきたのである。かりに、各映画会社と日本シナリオ作家協会との間に、右のような慣習が 存在しなかつたとしても、少なくとも原告らと被告との間にはかかる取引慣行が成 立し、今日に至つている。

三 また、脚本の映画化とは、原著作物である脚本を翻案改作して映画という二次的著作物を作出することをいうものであるところ、それは、原著作物に新しい内容 を附加したり、削減したり、登場人物を入れ替えたり、場所や時代を変更したりし て、脚本の著作者がもつ著作者人格権を侵害する可能性を有する。したがつて、映 画化する者は、何度も映画化する場合には、その都度原著作者から改変についての 許諾を得ることを要するのであつて、何回改作しても原著作者の許諾を要しない物 権的映画化権の譲渡というのは、法律上一般に許されていない著作者人格権の譲渡を認めるという背理を犯すことになる。ゆえに、原告らと被告間の契約において映画化権の譲渡という表現を用いたとしても、それは、著作権者による債権的な利用許諾を意味するにすぎないものと解すべきである。

四 原告らが被告に対して、本件脚本につき、一回限り映画化することを許諾した に過ぎないことは、次の事実からも明らかである。すなわち、被告は、アルシオナ に対して、昭和三三年九月に、本件脚本について被告が映面化権を有するとして、 これを譲渡する契約を締結した。しかし、被告は、この事実を秘匿したまま、昭和 三五年一一月ころ、原告らに対して、本件脚本の映画化権をアルシオナに譲渡する ことを承諾してほしい旨申入れてきたことがあり、原告らはこれを承諾した。そして、原告らは、被告から金五〇〇〇ドルと金二〇〇〇ドルとを各別に受領した。もしも、被告が、原告らとの間の契約により、本件脚本の物権的映画化権を取得していたのであれば、被告は、原告らの承諾を得ることなく、勝手に自己の取得したとする物権的映面化権をアルシオナに譲渡することができたはずである。しかるに、被告が原告らに対して右申入れをしたり、アルシオナから受領した金員を配分したりしたということは、被告が原告らから物権的映画化権を取得していなかつたこともら認めたものにほかならない。

理 由

請求の原因一及び二の事実は、いずれも当事者間に争いがない。そこで、被告主張の物権的映画化権取得の抗弁について検討する。

(一)証人Dの証言及びこれにより真正に成立したものと認められる乙第二号証の一、二によれば、被告と原告Aは、昭和二七年一一月一日、(1)原告Aは、昭和二七年一一月一日から昭和二八年一〇月三一日までの間、被告が製作し国内及び国外に配給する映画の脚本を、他社に優先して三本執筆するとともに、被告の企画に協力すること、(2)右(1)に基づいて書かれた原告Aの著作物の映画化権は被告に属すること、但し、映画化以外の行使に関しては、原告Aは被告の諒解を求めること、という内容を含む契約を締結したことが認められ、これに反する証拠はない。

(二) そこで、右契約にいわゆる映画化権が、被告主張のとおり、物権的映画化権を意味するかどうかについて検討するに、証人D、同E及びFの各証言によると、同証人らが供述しようとするところは必ずしも明確ではないが、要するに、右契約における映画化権とは、被告が主張するような物権的権利であり、したがつて本件映面化権は現に被告に属するものであるとするにあるようである。しかしながら、被告主張に添う右各証言は、後記各証拠に照らし、にわかに措信することができないのである。

却つて、成立に争いのない甲第五、第六号証並びに原告A、同C各本人尋問の結果によれば、右契約が締結された当時及び少なくともその数年後までの間において、脚本についていわゆる映画化権を取得した、被告会社を含む映画会社が、相当期間にわたり映画化をしない場合及び一旦映画化をしたのち相当期間を経過した場合には、当該脚本を著作した脚本家が他の映画会社に(再)映画化をさせる事例が少なくないことが認められ、また、弁論の全趣旨により真正に成立したものと認められる甲第三、第四号証によれば、被告は、昭和四〇年一〇月一一日に、オリジナル脚本「蜘蛛巣城」につき、一切の権利は脚本家に帰属し、被告はその脚本によりい脚本「蜘蛛巣城」につき、一切の権利は脚本家に帰属し、被告はその脚本により、昭和五〇年には、オリジナル脚本「天国と地獄」につき、全く同様の宣言をしていることが認められる。

そして、これらの事実に、原告A、同C各本人尋問の結果によると、前記契約が締結された当時、日本の映画界では、脚本家が映画会社のために脚本を書いた場合、その脚本の映画化権は映画会社に属するけれども、映画会社が脚本を買い取る金額、いいかえれば映画化権を永久的に映画会社に帰属させるに充分な対価を脚家に支払いえない経済事情下にあつたことなどから、そのころ、シナリオ作家協会と被告会社を含む映画会社五社との間で、映画会社がその脚本によつて映画化をと被告会社を含む映画会社をの間で、映画会社がその脚本によって映画化権は脚本家にもどるし、もし脚本について映画化権のある。とができないでもないことを斟酌すると、前記契約に「映画化権」というのは、被告主張のような物権的映画化権ではないと解するのが相当である。

なお、成立に争いのない乙第五号証、証人Dの証言及び原告A本人尋問の結果によれば、被告は、昭昭和三二年二月一五日に、原告A、G及びHの共同著作にかかる脚本「妻こそわが生命」の映画化権を、株式会社麦のグループに代金一二〇万円で譲渡したことが認められるが、右契約にいわゆる映画化権を被告が主張するような物権的映画化権と解釈しなければならない理論的必要性はなく、また、そう解すべきことを裏づける証拠もない。したがつて、右事実をもつて、被告の前記主張事実を推認すべき徴憑とみることはできない。また、原告らが本件脚本料として被告

から被告主張の金員を受領したことは原告らも明らかに争わないところ、この金員 総額は、これが支払われた当時の額としては決して低い額ではないというべきであ るが、このことを考慮に入れてもいまだ直ちに被告の右主張を肯認し難いのであ る。してみれば、右契約に、いわゆる映面化権は被告の主張する物権的映画化権と はいい難い。

他に、被告が原告Aから本件脚本につき取得した映面化権が被告主張のような物権的映画化権であることを認めるに足りる資料はない。

(三)本件全証拠によるも、被告が、昭和二七年暮ころ、原告B及び原告Cとの間で、被告主張のような内容の、いわゆる一作品脚本家契約を締結した事実を認めることはできない。もつとも、原告B及び原告Cが、本件脚本の脚本料額決定の時あるいはその受領の時(右原告らと被告との間で脚本料を決定し、被告主張の脚本料を同原告らが受領したことは同原告らも明らかに争わない。)に、本件脚本の映画化について、被告との間になんらかの契約を締結したであろうことは、窺われないでもないが、右原告両名が被告に対して被告主張の物権的映画化権を譲渡したことを認めるに足りる証拠は全くない。

三 そうすると、進んでその余の点につき判断するまでもなく、被告主張の抗弁は採用できず、原告らの本訴請求は、すべて理由があるものということができるから、これを認容することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法第八九条の規定を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 秋吉稔弘 佐久間重吉 安倉孝弘)